

諮問番号：平成29年度諮問第4号

答申番号：平成29年度答申第8号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る処分は、取り消されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当額改定処分）は、違法、不当である。

(1) 診断書にIQ指数の表示がないのに等級変更が行われたこと。

(2) 過去の障害状態（2年前のIQ34）と変化がなく、障害区分判定も4と重いものであるのに等級変更が行われたこと。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 処分庁は、対象児童の障害の程度について、囑託医師の審査判定及び診断書の記載から、「知的障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」があるとされているものの、IQが中度知的障害相当と判断されていること、「問題行動及び習癖」に日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の著しく不適応な行動がないこと、「要注意度」が「厳重な注意が必要」とされていること、「精神医学的総合判断」が「中度」とされていること等から、政令別表第3に定める障害等級1級の障害の状態に該当するとまではいえないと判断し、障害等級2級とする原処分を行った。

(2) 審査請求人は、診断書にIQ指数の表示がないと主張するが、IQ指数は未記入であるものの、IQが中度知的障害相当と判断されており、また、過去の障害状態に変化がない等と主張するが、対象児童は、平成18年9月1日に療育手帳知的単独A判定による額改定処分をして以来、療育手帳による認定をしてきているから障害状態の変化は判断できず、手続き上も過去の認定等と現在の状態の比較は求められていない。

また、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断するものであり、対象児童についても診断書により、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定している。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人は、対象児童に係る事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

審査請求人の主張する事情のうち、診断書にIQ指数の表示がないのに等級変更が行われたことについては、確かに、診断書においては知能検査は中止されていたが、その理由は、知能検査の「途中で問題に正答できなかったと感じたためか、指示に応じられなくなり、同席した母に暴言を吐き叩き始めたため」であり、こうした対象児童の精神状態を考慮し、「SM社会生活能力検査」（被検査者の応答を必要とせず、保護者等からの回答を得て医師が判定する検査）を実施することとし、この検査により「中度知的障害に相当すると判断」した主治医の診断に特に不合理な点は認められない。

また、審査請求人の主張する事情のうち、過去の障害状態（2年前のIQ34）と変化がないのに等級変更が行われたことについては、知的障害の程度の認定に当たっては、IQの数値を参考としつつも、そのみに着眼することなく、総合的に判断することとされており、処分庁は、こうした認定基準（もともと、本件においてはSM社会生活能力検査による数値）を参考に、診断書に基づいて知的障害の程度（中度）も含めた総合判断により原処分を行ったことが認められるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

さらに、審査請求人の主張する事情のうち、障害区分判定も4と重いものであるのに等級変更が行われたことについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく障害支援区分は、介護給付費の支給等のサービスを受けようとする障害者等が居住地の市町村に申請して（同法20条）、その認定を受けるもの（同法第21条）であるところ、本件における手当の認定に当たっては、当該支援区分の認定を受けていること又はその程度を考慮することが認定の基準として定められているものではないが、診断書の⑩備考欄に、「その他」として、「区分認定4」と記載されていることからすると、原処分は、こうした事情も踏まえた診断書に基づき、嘱託医の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われたといえるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成29年5月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月16日及び同月29日の審査会において、調査

審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで診断書をみると、知的障害の程度を判断するためのIQは、「検査不能」とされていたことが認められる。

また、社会生活年齢は「5歳4ヶ月」であり、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」は「欠如」とされ、「自閉」、「不安」及び「脅迫行為」の精神症状のほか、「暴行」及び「偏食」の問題行動が見られ、日常生活能力の程度をみると、「食事」は「一部介助」、「排泄」及び「衣服」は「自立」とされているものの、「洗面」及び「入浴」は「全介助」が必要であるとされている。

さらに、「要注意度」は「嚴重な注意が必要」であり、精神医学的総合判定は「中度知的障害に相当する」として、「中度」の評価を受けている。

こうした診断書に記載された事実関係から、嘱託医師及びその判定を受けた処分庁は、対象児童が、障害等級1級に該当するとはいえないものの、2級には該当するとし、原処分を行ったところ、審査庁から提出のあった事件記録によると、審査庁又は処分庁は、少なくとも本件審査請求がなされた時点では、審査請求人の提出資料により、有効なIQ検査結果（34の「重度」）という、診断書の内容を補完する事実を把握できたが、これを踏まえて障害の程度を再度判断するため、必要な措置を行った事実は認められない。

とりわけ、対象児童は、平成18年から平成26年までの計5回の認定においては、診断書によらず、療育手帳A判定（平成29年10月まで有効）をもって、障害等級1級と認定されていたという事情があり、当該手帳は、原処分時にも有効期間内にあったから、障害の程度の認定は、活用可能な有効なIQ検査結果も含めて慎重になされるべきであり、当該検査結果も含めて総合的に判断した場合、1級の状態にないと直ちに断定することはできない。

そうすると、処分庁は、障害の程度について考慮を尽くすため、診断書に記載された事実関係に加えて、活用可能な有効なIQ検査結果も含めて、改めて、障害の程度を総合的に判断し、認定を行うことが適当である。

したがって、原処分は取り消されるべきであり、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美